⑹　落札者の決定方法　契約事務取扱細則第37条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約の相手方となるべき者の申込みの価格が、申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（契約事務取扱細則第14条第１項第一号）、又は契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不当であると認められるとき（契約事務取扱細則第14条第１項第二号）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。理事長等は、落札者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価額を決定する（契約事務取扱細則第16条）。

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Igarashi, Chief Executive Officer (CEO), National Center for Child Health and Development

⑵　Classification of the Products to be procured : 22

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fetal cardiotocography device 1set

⑷　Delivery period : January 31, 2025

⑸　Delivery place : National Center for Child Health and Development

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for National Center for Child Health and Development. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 7 of the Regulation concerning Contract for National Center for Child Health and Development ;

③　have Grade A, B or C in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;

④　meet the qualification requirements which Chief Executive Officer (CEO) may specify in accordance with Article 5 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 November 8, 2024

⑻　Contact point for the notice : Kazuya Suzuki, Director, Procurement policy planning Division, National Center for Child Health and Development, 2―10―1, Okura, Setagaya-ku, Tokyo 157―8535, Japan. TEL 03―3416―0181 ext. 8111

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年９月19日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

本部管理本部総務部長　市田　尚喜

◎調達機関番号　818　◎所在地番号　08

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　件名及び数量

複合機購入及び保守業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　納入期限　令和７年３月21日

保守期間　令和７年４月１日から令和13年３月31日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における資格の種類「物品の販売」及び「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑹　農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

⑺　公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒305―8642 茨城県つくば市観音台２―１―12（機構共用棟）農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム　戸國　浩二　電話029―838―7195

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から令和６年11月８日まで上記３⑴の場所にて交付又はメールによる送付を行う。

⑶　競争参加資格を有することを証明する書類（以下「申請書等」という。）の提出期限　令和６年11月13日午後５時00分

⑷　郵送による場合の入札書の受領期限　令和６年12月５日午後５時00分（必着）

⑸　入札（開札）の日時及び場所　令和６年12月６日午前11時00分　農研機構本部機構共用棟２階入札室兼講義室（茨城県つくば市観音台２―１―12）

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、上記３⑶に示す提出期限までに申請書等を提出し、経理責任者から競争参加資格の確認を受けなければならない。また、郵便等による入札にあたっては、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　経理責任者より本件にかかる競争参加資格の確認を受けて入札書を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契